

英国：ハーグ制度下の欧州連合（EU）の指定について、合意なき離脱をした場合の、英国における継続的保護のための行政委任立法案

1. 英国政府は、特に EU が指定されているハーグ制度下での国際出願及び国際登録について、英国での継続的な保護を規定した行政委任立法案を公表した。行政委任立法案に定められた解決策は、英国が EU を合意なしで離脱する場合に、英国が EU から事実上離れるその日（離脱日）のみに有効となる。行政委任立法案は <https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111180037/contents> より入手可能である。
2. 行政委任立法案は以下の三つのシナリオを取り上げている。
 - (i) 離脱日前に、EU において保護されている国際登録、
 - (ii) 存続期間満了後 6 か月の期間中に離脱日を迎える国際登録、
 - (iii) 離脱日前に、係属中の国際出願及び国際登録（世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局が公表していない国際登録を含む）
3. 英国政府と EU との間において可能な離脱合意についての交渉が継続中であるが、WIPO 国際事務局は英国知財庁（UKIPO）と協議し、上記の行政委任立法案に示された解決策に関するこの注釈書を作成した。その目的は、ハーグ制度のユーザーに対し英国においてどのように権利が維持されるか知らせ、特に英国が合意なしに EU を離脱した場合に、英国における権利を守るために取るべき行動について注意喚起することである。
4. ハーグ制度のユーザーは、UKIPO が公表した手引きを参照することが推奨される。その手引きは <https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-design-and-trade-mark-law-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal> より入手できる。当該手引きには実務上の留意点を含む行政委任立法案に関するさらなる情報が含まれている。また UKIPO が作成した行政委任立法案に関する説明覚書草案も <https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111180037/memorandum/contents> より閲覧可能であり、そこには行政委任立法案の一般的効力及び影響が記載されている。
5. 離脱日以降、あらゆる場合において、国際出願または国際登録の EU 指定は英国領域には適用されないものとする。

離脱日前にEUにおいて保護されている国際登録

6. このシナリオは離脱日前において以下を満たす国際登録意匠に適用される。

- ・ 欧州連合知的財産庁（EUIPO）が国際事務局に、ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則第 18 規則の 2 に従い保護の付与の声明を送付済みであること¹、及び
 - ・ 国際登録の効力について、共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日付理事会規則 6/2002（共同体意匠規則）の第 106 条 f に従い無効が宣言されていないこと。
7. このシナリオが適用される場合、UKIPO は当該意匠に自動的に無料で新たな英国登録を行う²。この新たな英国登録は、英国において「再登録国際意匠」または「同等の権利」として知られることになり、離脱日以降英国 1949 年登録意匠法に準拠するものとする。
 8. ユーザーの再登録国際意匠は、国際出願においてパリ条約第 4 条に基づく優先権主張の利益を受けるものとする。再登録国際意匠の登録日は元の国際登録の登録日となる。したがって、英国 1949 年登録意匠法第 8 条(2)に規定された最長存続期間である 25 年は、その国際登録日から起算される。
 9. ユーザーは現行の 5 年間の存続期間が満了する前に、再登録国際意匠を直接 UKIPO にて更新する必要がある。例えば、仮に離脱日が 2019 年 3 月 29 日であるとして、該当する国際登録の日付が 2014 年 5 月 1 日である場合、更新期日は 2019 年 5 月 1 日である。したがって、ユーザーは再登録国際意匠をこの日またはそれ以前に直接 UKIPO にて更新する必要がある³。
 10. 英国の行政委任立法案は再登録国際意匠の適用除外の可能性についても規定している。離脱日またはそれ以降に UKIPO に通知を送ることにより、一定の条件の下に適用除外が可能となる。適用除外は期間延長（更新）の第一期までのみ申請可能である。ユーザーが適用除外を一旦通知すると、UKIPO は登記簿よりユーザーの再登録国際意匠を削除し、その意匠が英国法の下に登録されたことはないものとして扱う。

存続期間満了後 6 か月の期間中に離脱日を迎える国際登録の特殊な事例

11. EU において保護されている国際登録で、存続期間満了後 6 か月の期間中に離脱日を迎える国際登録を所有している場合は、再登録国際意匠を獲得することになる。しかし、英国登録簿にはその国際登録は失効したと記録される。

¹ これは「保護認容声明の日付」に離脱日より前の日付が付されている必要があることを意味する。「保護認容声明の日付」はそれぞれの保護認容声明に記載されている。

² これは EU および英国の両方が国際登録において指定されていることにかかわらず行われる。

³ 英国 1949 年登録意匠法第 8 条(4)は、更新に 6 か月のグレースピリオドを規定している。

12. そのような状況の下、英国登録簿に記録された再登録国際意匠に効力を与える唯一の方法は、WIPO 国際事務局において国際登録を更新することである。離脱日またはそれ以降に WIPO 国際事務局において更新手続きを取り、共通規則の第 24 規則(1)(c) に規定された 6 か月のグレースピリオドの利益を受ける場合は、離脱日より 9 か月以内に UKIPO に通知（更新通知）する必要がある。
13. 同様に、国際登録の更新を申請したにもかかわらず、離脱日までにその更新登録が公表されなかった場合も⁴、離脱日より 9 か月以内に UKIPO に通知（更新通知）する必要がある。
14. ユーザーが一旦更新通知を UKIPO に提出すると、その再登録国際意匠は「失効されたもの」としては扱われない。その後、該当する場合、UKIPO に再登録国際意匠の次の更新を（5 年後に）申請する必要がある。
15. ユーザーが上記の更新通知を UKIPO に当該 9 か月期間内に提出しなかった場合、UKIPO はその再登録国際意匠を英国登録簿より削除する。

EU を指定した、離脱日前に係属中の国際出願および国際登録

16. このシナリオは以下に含まれる意匠に適用する。
 - ・ 離脱日前に係属中の EU を指定した国際出願、
 - ・ 離脱日前に WIPO 国際事務局により公表されていない、EU を指定した国際出願（公表が延期されているか否かにかかわらず）、および
 - ・ WIPO 国際事務局により公表された、EU を指定した国際登録であって、離脱日前に EUIPO により共通規則の第 18 規則に定められた拒絶または共通規則第 18 規則の 2 に定められた保護の付与の声明の対象とされていない、国際登録。
17. このシナリオが適用される場合、ユーザーは離脱日より 9 か月以内に英国において意匠を出願し、その国際出願の出願日の利益を受け、該当する場合、優先日および国際登録日の利益を受けることが可能である。その場合 UKIPO への出願は英国 1949 年登録意匠法に準拠するものとする。

2019 年 3 月 22 日

⁴ 更新証明書には、更新の公表日がわかる国際意匠公報番号が示されている。